

○厚生労働省告示第百二号

入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準（平成六年八月厚生省告示第百三十七号）に基づき、入院時食事療養の基準等（平成六年八月厚生省告示第百三十八号）の一部を次のように改正し、平成十四年四月一日から適用する。

平成十四年三月十八日

厚生労働大臣 坂口 力

第一号の(五)及び(六)を次のように改める。

(五) 地方社会保険事務局長に対して当該届出を行う前六月間において療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等（平成十四年三月厚生労働省告示第九十九号）第三に規定する基準に違反したことがなく、かつ、現に違反していないこと。

(六) 厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料等の算定方法（平成十四年三月厚生労働省告示第七十五号）に規定する基準のいずれにも該当していないこと。

第二号の(六)及び(七)を次のように改める。

(六) 地方社会保険事務局長に対して当該届出を行う前六月間において療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等第三に規定する基準に違反したことがなく、

かつ、現に違反していないこと。

(七) 厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料等の算定方法に規定する基準のいずれにも該当していないこと。